

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び甲賀広域行政組合財務規則（平成17年甲賀広域行政組合規則第9号）第109条の規定に基づき公告する。

令和7年5月23日

甲賀広域行政組合

管理者 松浦 加代子

1 入 札 執 行 者 甲賀広域行政組合 管理者 松浦 加代子

2 入札に付する事項

- (1) 契 約 番 号 令和7年度 物一第16号
- (2) 件 名 救助工作車の売却
- (3) 引 渡 場 所 甲賀広域行政組合消防本部（滋賀県甲賀市水口町水口6218番地）
- (4) 売却物件概要 救助工作車の売却 1台
詳細は仕様書のとおり
- (5) 引 渡 期 限 令和7年8月13日（水）
(入金が確認でき次第引き渡し可能)

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たしていること。ただし、応募者が以下の条件を満たしていないことが判明した場合には、契約締結後であっても本市は契約を解除できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 銀行取引停止処分がない者
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者でないこと。

また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実

基づき過大な額で行った者

キ 契約締結又は契約の履行に当たり、アからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(7) 次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から組合との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(8) 公告から入札時までの期間において甲賀市又は湖南市から指名停止措置を受けていない者であること。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本、人事面の関連がない者であること。

(10) 公告中に本組合へ入札参加資格申請書を新たに提出し、受理された者であること。（既に登録済みの者を含む。）

4 申請書等の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格の有無を決定するため、一般競争入札参加願（様式第1号）及び必要な書類（以下「申請書等」という。）を公告に定める提出期間に提出しなければならない。

(2) 添付書類等

令和7年度における物品役務等入札参加資格審査申請書を提出し、登録されている場合は、不要とする登録されていない者は、別紙1に定める書類を添付書類として提出すること。

(3) 申請書等の提出

ア 提出期間 令和7年5月26日（月） から 令和7年6月9日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

イ 提出時間 午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先 甲賀広域行政組合 総務課 財政係 （消防本部 4階）

エ 提出方法 持参又は郵送等とする。
ただし、郵送等により提出する場合には提出期日必着とすること。

オ 提出部数 一般競争入札参加願（様式第1号） 2部（受付番号を付し、1部を申請者に返却）
添付書類 1部
※審査結果通知書送付用封筒（長3封筒に送付先宛名を記入し、110円切手を貼ること）を同封すること。

カ その他 提出書類作成に要する経費は、申請者の負担とする。
提出書類は、返却しない（一般競争入札参加願（様式第1号）を除く）。なお、提出書類は、入札・契約に係る手続き以外の目的に使用しないものとする。

5 入札参加資格の確認

(1) 参加資格の確認は、甲賀広域行政組合契約審査会にて、その適否を決定する。

(2) 申請書等様式の配布について

ア 配布期間 令和7年5月26日（月） から 令和7年6月9日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

イ 配布場所 組合ホームページからのダウンロード
令和7年度 物一第16号 救助工作車の売却

(3) 入札参加資格の確認結果の通知

令和7年6月23日（月）までに入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、確認の結果、不適格者とみなされた者には、理由を付して通知する。

6 売却物件の公開

(1) 公開日 令和7年5月26日（月） から 令和7年6月9日（月）
（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

(2) 公開時間 午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(3) 公開場所 滋賀県甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合消防本部

(4) 公開方法 物件確認を希望する者は、その予定日時を事前に甲賀広域行政組合総務課財政係
（TEL：0748-62-0056）まで連絡し、了承を得ること。

※物件の確認をしなくても入札に参加できるが、物件に関するすべての事項を了承したものとする。

7 質疑回答

質問については、入札参加資格を有する者からの質問のみ受け付ける。

質問がある場合は、質問書（様式第4号）に記入し、次の期間にFAXで提出すること。

(1) 受付期間 令和7年6月30日（月）から令和7年7月8日（火）正午まで
※質問がない場合でも、その旨を記入のうえ提出すること。

(2) 提出先 甲賀広域行政組合 総務課 財政係 FAX:0748-63-0886

(3) 回答 令和7年7月10日（木）までに統一回答書として入札参加資格を有する者全員にFAXにて回答する。

8 入札書の提出方法及び提出期限

(1) 提出方法 「一般書留」若しくは「簡易書留」による郵送 又は 持参
別紙、【郵便入札の留意事項】を熟読・了承の上、提出してください。

(2) 提出期限 令和7年7月16日（水） 午後5時00分

※ 期限までに到達しない場合、いかなる理由であろうと「無効」として扱います。

9 開札の場所及び日時

- (1) 場 所 甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合消防本部 4階 会議室
- (2) 日 時 令和7年7月17日（木）午前10時00分

※ 入札参加者は、開札に立ち会うことができます。なお、入札参加者の立ち会えない場合は、当該入札事務に関係のない本組合職員が立ち会います。

※ 立ち会いを希望する場合は、前日の午後3時までに下記担当者まで電話連絡をしてください。

10 保証金

- (1) 入札保証金 免除する。ただし、契約担当者が必要と認めるときはこの限りでない。
- (2) 契約保証金 入札遵守事項による。

11 前金払、中間前金払及び部分払

- (1) 前 金 払 なし
- (2) 中間前金払 なし
- (3) 部 分 払 なし

12 落札者の決定方法

入札に際しては、予定価格を設定するので、入札の結果、予定価格以上で最高の価格をもって応札された者を落札者とする。

予定価格以上で同額の応札者が2者以上あった場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定する。

13 郵便入札

取り扱う。

14 入札の無効

入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

15 契約の締結

通知を受けた日から10日以内に契約を締結すること。

16 購入代金の納入

購入代金を契約締結時に送付する納付書をもって、令和7年8月7日（木）までに、指定する金融機関に一括納入すること。

17 売却物件の引渡し

落札者は、令和7年8月13日（水）までに売却物件を引き取ること。

なお、引渡し時には、一時抹消登録済みにより公道を自走することができないため、運搬等に関する費用は、落札者において負担すること。

18 遵守事項

入札遵守事項（別紙２）のとおりとする。

19 事務取扱

詳細不明の点については、甲賀広域行政組合 総務課 財政係 に照会すること。

〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口6218番地

TEL:0748-62-0056 FAX:0748-63-0886

E-mail:kanri@koka-koiki.jp